

## ○高松市道路の構造の技術的基準等に関する条例

(平成 24 年 9 月 28 日香川県高松市条例第 74 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項および第 45 条第 3 項の規定に基づき、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法および道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 法第 3 条第 4 号の市町村道（同条第 2 号の一般国道および同条第 3 号の都道府県道と重複する部分を除く。）をいう。

(2) 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、規則で定めるところにより、市長が定める自動車の日交通量をいう。

(3) 普通自転車専用通行帯 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 20 条第 2 項の規定により、普通自転車（同法第 63 条の 3 に規定する普通自転車をいう。）の通行が指定されている車両通行帯をいう。

(4) 自転車走行指導帯 自転車の適正な通行についての啓発ならびに安全性および走行性の向上を目的として、車道の左端部に設けられた帯状の道路の部分で、交通規制を伴わずに自転車の通行位置を示すものをいう。

(道路の区分)

第 3 条 道路の区分は、政令第 3 条に定めるところによる。

(車線等)

第 4 条 車道（停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級または第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分および地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（屈折車線を除く。次項および第 4 項において同じ。）の数は 2 とする。

区 分		地 形	設計基準交通量（単位 1 日につき台）
第 3 種	第 2 級	平地部	9, 0 0 0
	第 3 級	平地部	8, 0 0 0

	第4級	山地部	6,000
		平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に 0.8 を乗じた値を設計基準交通量とする。</p>			

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第3種第5級および第4種第4級の道路を除く。）の車線の本数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の区分および地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分		地 形	1車線当たりの設計基準交通量(単位 1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6 を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>			

- 4 車線の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級または第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に 0.25メートルを加えた値とすることができる。

区 分	車線の幅員(単位 メートル)

第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級および第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第33条の規定により車道に狭窄部<sup>きく</sup>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 車線の数<sup>4</sup>が4以上である道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の車線は、往復の方向別に分離するものとする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。
- 6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する

工作物を設け、または側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

- 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第 12 条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(路肩)

第 6 条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯または停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ 50 メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)	
第 3 種	第 2 級から第 4 級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第 5 級		0.5	
第 4 種			0.5	

- 3 前項の規定にかかわらず、第 3 種および第 4 種の道路 (第 3 種第 5 級および第 4 種第 4 級の道路を除く。) のうち、歩道または自転車歩行者道の設置が困難なものについては、車道の左側に設ける路肩の幅員は、1 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5 メートル以上とするものとする。
- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩または小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩の幅員は、第 3 種 (第 5 級を除く。) の普通道路に あっては、0.5 メートルまで縮小することができる。
- 6 歩道、自転車道、自転車歩行者道または自転車走行指導帯を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、または車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、またはその幅員を縮小することができる。
- 7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道または自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第 2 項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄または第 4 項に規定する値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(自転車走行指導帯)

第 7 条 第 3 種および第 4 種の道路 (自転車道を設ける道路および普通自転車専用通行帯が指定された道路を除く。) のうち、自転車の交通量が多いものについては、当該道路の

車道の左端部に自転車走行指導帯を設けることができる。この場合において、当該自転車走行指導帯の幅員は、自転車が安全かつ円滑に通行できるものでなければならない。

(停車帯)

第8条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第9条 軌道敷の幅員は、軌道の単線または複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線または複線の別	軌道敷の幅員(単位:メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

第10条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋もしくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）または路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車および歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種または第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等または路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路または歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者または自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第14条 第4種第1級および第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造および交通の状況、沿道の土地利用の状況ならびに良好な道路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
- (1) 都心部または景勝地を通過する幹線道路の区間
- (2) 相当数の住居が集合し、または集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。
- (設計速度)

第15条 道路の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	
第3種	第2級	60	50または40
	第3級	60, 50または40	30
	第4級	50, 40または30	20
	第5級	40, 30または20	
第4種	第1級	60	50または40
	第2級	60, 50または40	30
	第3級	50, 40または30	20
	第4級	40, 30または20	

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)または第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第18条 車道，中央帯（分離帯を除く。）および車道に接続する路肩の曲線部には，曲線半径が極めて大きい場合を除き，当該道路の区分に応じ，かつ，当該道路の設計速度，曲線半径，地形の状況等を勘案し，次の表の右欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道または自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては，6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし，第4種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配（単位 パーセント）
第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第19条 車道の曲線部においては，設計車両および当該曲線部の曲線半径に応じ，車線（車線を有しない道路にあつては，車道）を適切に拡幅するものとする。ただし，第4種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

（緩和区間）

第20条 車道の屈曲部には，緩和区間を設けるものとする。ただし，第4種の道路の車道の屈曲部にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し，または拡幅をする場合においては，緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは，当該道路の設計速度に応じ，次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては，当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）

60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分および道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第3種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	
		50	9	

第4種		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	
	普通道路	6 0	5	7
		5 0	6	8
		4 0	7	9
		3 0	8	1 0
		2 0	9	1 1
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
4 0		1 0		
3 0		1 1		
2 0		1 2		

(縦断曲線)

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度および当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
6 0	凸形曲線	1, 4 0 0
	凹形曲線	1, 0 0 0
5 0	凸形曲線	8 0 0
	凹形曲線	7 0 0
4 0	凸形曲線	4 5 0
	凹形曲線	4 5 0
3 0	凸形曲線	2 5 0
	凹形曲線	2 5 0

20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（舗装）

第24条 車道，中央帯（分離帯を除く。），車道に接続する路肩，自転車道等および歩道は，舗装するものとする。ただし，交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては，この限りでない。

2 車道および側帯の舗装は，その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし，計画交通量，自動車の重量，路床の状態，気象状況等を勘案して，自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし，自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては，この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は，当該道路の存する地域，沿道の土地利用および自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては，雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ，かつ，道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし，道路の構造，気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

（横断勾配）

第25条 車道，中央帯（分離帯を除く。）および車道に接続する路肩には，片勾配を付する場合を除き，路面の種類に応じ，次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道または自転車道等には，2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、または縮小することができる。

(合成勾配)

第26条 合成勾配(縦断勾配と片勾配または横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートルまたは20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第27条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差または接続)

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、または接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線もしくは交通島を設け、または隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線を除く。)の幅員は、第3種第2級または第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第3種第3級または第4種第2級もしくは第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第3種または第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。ただし、第3種第2級および第3級の普通道路ならびに第3種の小型道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に限る。

4 屈折車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、普通道路にあつては2.5メートルまで、小型道路にあつては2メートルまで縮小することができる。

5 既設道路であつて、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において

は、屈折車線を設けることなく、第4条第4項および第5項に規定する車線の幅員を1.5メートル以上拡幅することができる。

6 屈折車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第29条 車線（屈折車線を除く。次項において同じ。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なときまたは地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合および普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第6条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第23条までおよび第26条ならびに政令第12条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第30条 道路が鉄道または軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所または自動車の交通量および鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 1時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200

80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第33条 第4種第4級の道路または主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道およびこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、または車道に狭窄部もしくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第34条 自転車道、自転車歩行者道または歩道に接続しない乗合自動車の停留所または路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第35条 安全かつ円滑な交通を確保し、または公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第36条 雪崩、飛雪または積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、または道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、

当該道路の計画交通量およびトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造またはこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、または道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第6条、第15条、第16条、第25条、第27条、第32条および第36条を除く。)ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第14条第2項および第3項、第17条から第23条まで、第24条第3項ならびに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路等の状況から見て第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第14条第2項および第3項、第21条第1項、第24条第3項、次条第1項および第2項ならびに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路および自転車歩行者専用道路)

第41条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路または自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車および歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条までおよび前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。）ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。  
(歩行者専用道路)

第42条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域および歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第39条までおよび第40条第1項ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

#### 道路標識の寸法

第43条 法第45条第3項の道路に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）に定めるところを基準とし、規則で定める寸法とするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、道路の形状、交通の状況等により、道路標識の寸法を縮小する必要があるときは、安全かつ円滑な道路の交通が確保されるよう配慮した上で、当該寸法を縮小することができる。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対して、当該規定は適用しない。